

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大仙市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 会長とは、定款第18条第2項前段に規定する理事をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として支払われる財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、会長に対しては、その職責の重要性と職務の頻度等に鑑み、次に掲げる報酬を支給するものとする。

種 別	報酬額	摘 要
会長業務報酬（非常勤・月額）	30,000 円	

(報酬の額の決定)

第4条 本法人の会長の報酬総額は、年間36万円以内とする。

(報酬の支給日)

第5条 会長の報酬は、毎21日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日にあたる場合には、その直近営業日に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、原則として通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込む方法によることができるものとする。

(公表)

第7条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。